

令和8年度
放課後児童健全育成事業

とみや放課後児童クラブ
利用案内



利用申請する上でのチェック事項	
☐	1. とみや放課後児童クラブ利用案内は全てお読みの上、ご理解いただけましたか。
☐	2. 利用申請書、児童状況表、利用に関する同意書の記載漏れはありませんか。
☐	3. 添付書類に不足はありませんか。(P7 参照)
☐	4. 過去の児童クラブ利用料に滞納はありませんか。※滞納がある場合は利用できません。
☐	5. 虚偽の申し込みを行った際は、利用許可を取り消す場合があります。

富 谷 市



目次

□児童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
□利用の要件・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
□支援内容について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
□利用の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
□開所期間・時間・休業について・・・・・・・・	2 ページ
□利用料金について・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ページ
□児童クラブ利用料の納付・・・・・・・・	3 ページ
□児童クラブ利用料の減免・・・・・・・・	3 ページ
□定員・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ページ
□利用の優先順位・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ページ
□児童クラブ利用の申請方法について・・・・・・・・	5 ページ
□利用を終了する場合について・・・・・・・・	6 ページ
□求職期間について・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ページ
□留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ページ
□必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ページ
□実施施設について・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ページ
□利用説明会について・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ページ
□児童クラブ利用可否の決定までの流れ・・・・・・・・	9 ページ

令和8年度 とみや放課後児童クラブの利用について

□児童クラブとは

「とみや放課後児童クラブ」（以下「児童クラブ」とする。）は保護者（父母等）が就労等により、昼間家庭にいない小学校児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として実施しています。利用は、原則として通学する小学校区の児童クラブとなります。

□利用の要件

児童クラブ利用の際は、以下の要件を満たす必要があります。

◎市内に住所を有し、小学校に就学している児童であって、次の①または②のどちらかと③に該当している児童が対象となります。

①保護者又は保護者に準ずる者（18歳以上75歳未満の同居親族等）が就労等により昼間家庭にいない児童

②保護者又は保護者に準ずる者が疾病その他の事由（負傷・障害他）により放課後家庭で保護指導が受けられない児童

③保護者が児童クラブ利用料の滞納をしていない児童（兄弟姉妹利用による滞納も含みます。）

※ 前年度の滞納が確認された場合、利用の要件を満たしていないため、申請書類をお返しいたします。児童クラブ利用料を納めた上で申請いただくことは可能ですが、再度申請いただいた日が受付日となります。

※ 利用中であっても滞納が確認された場合、利用を停止する場合があります。

ただし、小学校において区域外就学をしているなど、市長が特別な事情があると認める児童については、この限りではありません。

◎上記に該当し、且つ下記の基準を満たし、集団生活が送れる児童であることが要件となります。

①原則自力で登下校出来る児童

②食事や排泄など身辺自立が出来る児童

③意思疎通が図られる児童

④危険な行動の予防又は制御が可能である児童

⑤児童クラブの利用中に医療行為※を必要としない児童 ※ 医師のみが認められている診断・治療などの行為。



□支援内容について

- ・児童支援員が児童の安全確保や管理に努めながら、遊びや仲間づくりの支援を行います。
- ・児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように支援します。

□利用の期間

児童クラブの利用期間は、利用日から令和9年3月31日までですが、次に該当する場合、利用期間が異なります。※ すべて証明書類が必要です。（7ページをご参照ください。）

保護者の要件	児童クラブ利用期間
就労の場合	利用日から就労の終了日まで
疾病・負傷の場合	利用日から診断書に記載のある期間
親族等の介護の場合	利用日から診断書に記載のある期間
産前産後期間中の場合	出産予定日の前8週から出産日の後12週まで
大学等に在籍中の場合	利用日から大学等の在籍中の期間

□開所期間・時間・休業について

(1) 開所期間 ・4月1日から翌年3月31日までとし、1年度毎の申請となります。

(2) 開所時間

開 所 日	開所時間	延長利用を申請した場合
平 日	放課後 ～ 18:00	19:00 まで利用可能
学校長期休業日・振替休業日（平日）	8:00 ～ 18:00	19:00 まで利用可能
土曜日	8:00 ～ 18:00	延長利用はありません

(3) 休 業 日 ・日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

・その他、市長が必要と認めた場合

□利用料金について

(1) 児童クラブ利用料

児童クラブに登録している間は、月に一度も利用がなかった場合でも、児童クラブ利用料をご負担いただきます。

また、延長利用の利用申請がない方であっても、一度でもお迎えが18:00を過ぎた場合（天災等の突発的な事由を除く）は延長利用の申請及び加算料金をいただきます。（日割り計算は行いません）

・基本利用

利用区分	利用日数	利用時間帯	利用料金
通常利用 月～金	月10日以上利用	放課後～18:00	3,000円/月
	月10日未満利用		1,500円/月
長期休業日等のみの利用	小学校長期休業日等	8:00～18:00	5,000円/年

*18:00以降の利用は延長利用となります。

*通常利用区分の日数において、学校長期休業日等の利用が可能です。また、「月10日未満利用」と「長期休業日等のみの利用」の併用も可能です。

*小学校長期休業日等とは、学年始休業日、夏季休業日、秋季休業日、冬季休業日、学年末休業日、臨時休業日及び振替休業日並びに昼食なしの短時間授業日をいいます。

学年始休業日 4月1日から4月7日まで

夏季休業日 7月21日から8月21日まで

秋季休業日 10月第2月曜日の翌日と翌々日まで

冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

学年末休業日 3月25日から3月31日まで

*「短時間授業日」については、学校で給食・お弁当を食べた場合は「長期休業日等の利用」に該当しません。

・延長利用及び土曜日利用 ※月毎に利用料をご負担いただきます。

利用区分	利用要件	利用時間帯	利用料金
延長利用	通常利用または長期休業	18:00～19:00	1,000円/月
土曜日利用	日等を申請していること	8:00～18:00	1,000円/月

*「延長利用のみ」、「土曜日利用のみ」の申請はできませんので、ご了承ください。

*保護者の就労や疾病等の実態をふまえ、保育を必要とする時間帯にお子さんをお預かりすることが原則となります。

*利用区分に変更がある場合は、**変更する月の前月10日までの**変更届の提出が必要です。

10日を過ぎた場合は翌々月からの適用となります。

(2) 行事代等

児童クラブ利用料とは別に、児童クラブで行う各種行事、保護者会等について実費分をご負担いただきます。

(3) スポーツ安全保険について

スポーツ保険は原則全員加入となります。(年間一人 800 円)

保険に入っていない場合は児童クラブを利用できません。

スポーツ安全保険加入の意向回答票で「加入します」にチェックをした方には、利用許可通知書に「スポーツ安全保険加入申込書」を同封いたしますので、800 円と一緒に児童クラブにご提出ください。

「加入しません」にチェックをした方は、他の保険に入っていることが分かる書類の写しを申請書に添付してください。

□児童クラブ利用料の納付

児童クラブ利用料は、原則、口座振替にて納入願います。

※「富谷市児童クラブ利用料預金口座振替依頼書」を、利用許可後に 3 月 13 日（金）までに金融機関へご提出ください。

※ 前年度に児童クラブを利用しており、すでに納付方法を口座振替にしている児童については、提出の必要はありません。

※子育て支援課にて、口座振替開始の通知を送付しますので、振替開始日をご確認ください。

※毎月末日に口座振替いたします。(月末が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に振替となります。)

※ 振替日前に預金残高を確認してください。残高不足等により引き落としができなかった場合は、納付書でのお支払いとなります。

※年度途中に利用開始の方や利用区分を変更された方については、口座振替が間に合わない場合があります。間に合わなかった分については、納付書を郵送いたしますので、下記の金融機関等から納入願います。

《富谷市取扱金融機関》

七十七銀行・新みやぎ農業協同組合・仙台銀行・仙台農業協同組合・古川信用組合・荘内銀行
--

□児童クラブ利用料の減免

世帯の状況により、児童クラブ利用料について減免制度を設けています。

◆多子軽減制度

放課後児童クラブを兄弟姉妹で利用登録した場合、2 子目以降の利用料が半額となります。

◆生活保護受給世帯及び、ひとり親家庭(非課税世帯)の減免制度について

生活保護受給世帯及び、ひとり親家庭で令和 7 年度市町村民税非課税世帯は全額免除となります。

※ ひとり親家庭でも同居者（祖父母・内縁の配偶者等）がいる場合は、対象とはなりませんのでご注意ください。

※ 令和 7 年度の市町村民税非課税証明書の添付が必要となります。

(令和 7 年 1 月 1 日現在に富谷市に住所があった世帯は添付不要です。)

※ 減免事由に該当すると思われる方は、児童クラブ利用申請書裏面の減免申請欄にチェックしてください。子育て支援課で確認のうえ後日減免申請書を送付いたしますので、記入の上、子育て支援課へ提出してください。

※ 児童クラブ利用料の減免の適用は、年度限りで毎年保護者からの申請が必要です。(婚姻・離婚等により家庭状況に変更があった場合は、世帯状況変更月の翌月分から利用料が変更になります。)

□定員

児童クラブごとに、定員を定めています。

名称	定員（人）
富谷小学校児童クラブ	120
富ヶ丘小学校児童クラブ	120
東向陽台小学校児童クラブ	240
あけの平小学校児童クラブ	160
日吉台小学校児童クラブ	160
成田東小学校児童クラブ	150
成田小学校児童クラブ	120
明石台小学校児童クラブ	150

※ 申請多数の場合は、待機児童となる場合があります。

※ 定員超過した児童クラブにおいては、小学校の空き教室等を利用して、児童クラブ専用棟以外の場所（サテライト）で児童クラブを実施する場合があります。

※ 運営上の都合等により、定員数まで受入をできない場合があります。

※ 成田小学校児童クラブは令和8年度より定員が70人から120人に増加となります。

□利用の優先順位

児童クラブへの利用希望者が多く、申請者全員の利用許可ができない場合は、以下のとおり優先順位を考慮して利用者を決定します。

第1優先	通年利用（10日以上・10日未満）
第2優先	長期のみ利用

※同一順位内においては、以下の順位とします。

第1優先	1年生
第2優先	ひとり親家庭または両親ともいない家庭の児童
第3優先	2年生
第4優先	3年生
第5優先	4年生
第6優先	5年生
第7優先	6年生

さらに順位付けが必要となった場合には、保護者の就労状況等を考慮した上で、通年を通して利用日数が多くなると見込まれる児童が優先となります。

□児童クラブ利用の申請方法について

- (1) 申請書配布
- ①配布開始 令和7年11月4日(火) から配布します。
 - ②配布場所 新規利用児童：児童クラブ、市役所子育て支援課窓口、市ホームページ
継続利用児童：児童クラブ、市ホームページ
- (2) 受付期間
- ①令和8年4月または5月から利用を希望する方
令和7年12月1日(月)～令和7年12月19日(金)まで【厳守】
※各児童クラブ受付時間 ⇒月曜日～金曜日 13:00～18:00
※ 上記期間を過ぎての申込みは、低学年であっても待機となります。
 - ②令和8年6月以降から利用を希望する方
利用希望日の前月10日までにお申込みください。
※ ①の時点で定員に達した場合は待機となります。
- (3) 提出場所
- 事前に提出日を電話連絡の上、通学する小学校区の児童クラブに直接ご提出ください。
各児童クラブの電話番号は8ページをご参照ください。
*新規児童についてはお子さまも同伴いただき簡単な面談を実施いたします。
(継続児童についても実施する場合があります。)
*面談日は、児童クラブにより異なる※ため、電話にてお伝えいたします。
※ 申請書提出時に行う場合と別日に行う場合があります。
- (4) 必要書類
- ①とみや放課後児童クラブ利用申請書
 - ②児童状況表
 - ③とみや放課後児童クラブ利用に関する同意書
 - ④就労(内定)証明書
 - (同居もしくは単身赴任していて勤務している家族全員分)
 - ⑤スポーツ安全保険加入の意向回答票
 - ⑥その他、必要に応じた書類等
- ※7ページをご参照
ください
- (5) 利用可否の決定
- 申請書類を審査し、「とみや放課後児童クラブ利用(不)許可通知書」をもってお知らせします。
※ 2月中旬頃に「とみや放課後児童クラブ利用(不)許可通知書」、「利用説明会のご案内」、「スポーツ安全保険加入申込書(対象の方のみ)」、「口座振替依頼書(未提出の方のみ)」を郵送いたします。
- (6) そ の 他
- 利用決定前に申請を取下げの場合や、利用決定後に辞退する場合は、「取下げ・辞退届」を子育て支援課もしくは児童クラブに提出願います。

□利用を終了する場合について

利用を終了する場合は**最終利用月の月末までに**児童クラブに「利用終了届」をご提出ください。

利用の必要がなくなった場合には、速やかに「利用終了届」をご提出ください。

年度内に再度利用する場合は「再利用申請書」を提出願います。（この場合、勤務内容（勤務先や勤務時間）に変更のない場合は就労証明書の提出は不要です。また、年度内かつ同児童クラブであれば、保険料の再徴収はいたしません。）

*施設の登録者数によっては再利用できないのでご注意ください。

*再利用の申請は前月 10 日までに提出願います。

□求職期間について

申請時点では就労していたが、その後離職した場合は、求職活動中に限り、2 か月間を限度に児童クラブを利用できます。

申請時点で就労もしくは内定していない場合は、受付できませんのでご了承ください。

□留意事項

- (1) お子さまの出欠・途中帰宅・健康状況等については、児童クラブと連絡を密にとってください。
- (2) 行き帰りの道順については、通学路に基づいて決めてください。
- (3) 児童クラブを利用する日は、原則として学校から直接児童クラブに行きます。
- (4) 一人帰りの時間は守りましょう。(4 月～秋休み前までは**最終午後 5 時**、秋休み～3 月までは**最終午後 4 時が基本ですが**、小学校の下校時刻と合わせることもあります。)。
※ 一人帰りの帰宅時間を過ぎた場合は、保護者のお迎えが必要です。
- (5) 長期休業日等のみの利用者については、事前（長期休業前）に利用状況をお知らせください。
- (6) 地震等の災害で帰宅できない場合は、緊急時対応として「学校」「児童クラブ」で避難待機させます。
- (7) 災害時については、原則として保護者の送迎となります。
また、台風等により繰下げ登校になった場合、登校前の時間を児童クラブでお預かりすることはできません。
- (8) 緊急連絡先は、**お迎え対応が出来る方の、日中、確実につながる番号**をお知らせください。
- (9) 児童クラブにおいて、児童にとってより良い環境を整えるために、集団生活における状況等を保育所、幼稚園、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有する場合があります。また、集団生活の中でのお子さんの様子を確認させていただく場合があります。
- (10) 申請内容に虚偽が認められた場合は、利用をお断りします。
- (11) 過去に利用された方についても、年度ごとに申請が必要となります。
- (12) 保護者の方がお休みの日や放課後等に在宅の日は、児童クラブを利用できません。
- (13) **勤務内容等に変更があった場合（転勤や異動を含む）は、速やかに変更後の就労証明書をご提出願います。**緊急連絡先に職場の電話番号を登録していて、番号が変更となった場合は、変更届もご提出ください。
- (14) 年度の途中で就労証明書の再提出を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。
- (15) 支援や配慮を要する児童の申立書の署名及び提出を求める場合があります。

□必要書類

NO	状況	必要書類	備考
1	児童クラブの利用を希望する場合	とみや放課後児童クラブ利用申請書 (同居している家族全員を記入)	単身赴任中のご家族がいる場合は、勤務先名の欄にその旨の記載願います。 例：(株)〇〇商事 単身赴任中
2		児童状況表	
3		とみや放課後児童クラブ利用に関する同意書	
4		スポーツ安全保険加入の意向回答票	
5	保護者が会社等で就労(内定)している場合	就労(内定)証明書 (勤務している家族全員分(単身赴任者を含む))	就労(内定)先で証明を受けてください。
6	保護者が自営業等で就労している場合	就労証明書	自営業内容をご自身で申告してください。
7	保護者が障害を有する場合	療育手帳、身体障害者手帳などの写し	氏名、交付年月日、障害名の記載がある箇所をご提出ください。
8	保護者が疾病又は負傷の状態にある場合	医療機関の診断書の写し	個人と療養期間を確認できる箇所をご提出ください。
9	保護者が疾病・障害等のある親族を常時介護している場合	介護対象者の ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し ②医療機関の診断書の写し ③介護保険被保険者証の写し	①～③のいずれかで、個人、有効期限(療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)、療養期間(診断書)を確認できる箇所をご提出ください。
10	保護者が産前産後期間中である場合	母子健康手帳の写し	個人と出産予定日を確認できる箇所をご提出ください。
11	保護者が大学や専門学校等へ通学している場合	在学証明書の写し又は合格通知書の写し	個人と在学期間を確認できる箇所をご提出ください。
12	その他、保護者が児童を保護できない特別な理由がある場合	申立書、当該理由が確認できる書類	児童を保護できない状況を記載したものをご提出ください。 ※審査の結果、利用許可ができない場合がございます。
13	児童が障害等を有する場合	身体障害者手帳などの写し	氏名、交付年月日、障害名の記載がある箇所をご提出ください。

◆就労（内定）証明書について

- ・事業所（勤務先）から証明をいただってください。
 - ・児童クラブ登録期間中に雇用期間が終了する場合には、雇用期間更新後の就労証明書を速やかに提出してください。（毎月更新や3カ月更新などの場合は、備考欄にその旨の記載があれば再提出は不要です。）
 - ・発行日から3か月以内のものを提出してください。
 - ・兄弟姉妹については、原本のコピー対応で結構です。
- （下のお子様の保育所申請で使用する就労証明書の写しでも対応可。この場合、記載内容に変更がない場合は、例外として発行日から5か月以内のものであれば可。）
- ・同居もしくは単身赴任をしている家族が全員対象となります。
 - ・住所が変わっても、勤務先に変更がなければ再提出は不要です。
 - ・6月に現況確認のため、就労証明書を再提出していただきます。



□実施施設について

児童クラブ名	連絡先	実施場所	委託法人
富谷小学校児童クラブ	022-346-6621	富谷小学校敷地内	特定非営利活動法人 虹の架け橋
明石台小学校児童クラブ	022-343-6113	明石台小学校敷地内	
東向陽台小学校児童クラブ	022-342-1807	東向陽台小学校敷地内	(株)アンフィニ
あけの平小学校児童クラブ	022-341-4280	あけの平小学校敷地内	
日吉台小学校児童クラブ	022-341-2232	日吉台小学校敷地内	
富ヶ丘小学校児童クラブ	022-342-0852	富ヶ丘小学校敷地内	シダックス大新東ヒューマンサービス（株）
成田東小学校児童クラブ	022-725-8460	成田東小学校敷地内	
成田小学校児童クラブ	022-341-5208	成田小学校敷地内	

□利用説明会について

利用許可後、各児童クラブにて利用説明会の実施を予定しております。詳細の案内については、利用許可通知書と合わせて令和8年2月中旬頃に郵送いたします。

《お問い合わせ先》

富谷市保健福祉部子育て支援課

TEL：022-358-0516 FAX：022-358-9915



児童クラブ利用可否の決定までの流れ

申請書配布

令和7年11月4日から配布開始

配布場所 新規：児童クラブ、子育て支援課、市ホームページ

継続：児童クラブ、市ホームページ

申請書提出のための事前電話

(保護者→児童クラブ)

※ 継続利用児童は不要

各児童クラブ受付時間：

月曜日～金曜日 13:00～18:00

申請書提出

同時に行う
場合も
あります

新規児童の面談実施

※ 継続利用児童でも実施する場合があります。

申請期間

① 令和8年4月または5月から利用を希望する方

令和7年12月1日(月)～令和7年12月19日(金)まで【厳守】

※ 上記期間を過ぎたの申込みは、低学年であっても待機となります。

② 令和8年6月以降から利用を希望する方

利用希望日の前月10日までにお申込みください。

※ ①の時点で定員に達した場合は待機となります。

書類審査

継続利用児童は前年度の利用料納付状況等も確認します。
未納がある場合は審査保留となります。また、納付遅れが繰り返されている場合は個別にご連絡する場合があります。

審査保留

新規利用児童は新たな
集団生活の始まりです。
お子さまと児童クラブの
状況確認のためご協力
をお願いします。

集団生活の中でのお子さんの様子を確認させて
いただく場合があります。

・在籍保育所・幼稚園等状況見学

(子育て支援課職員・児童クラブ職員)

・子育て支援課同席面談

(子育て支援課職員・児童クラブ職員・保護者・児童)

最終審査

受け入れ可能な場合

利用許可通知

保護者説明会

利用開始

定員超過及び運営上の都合
により受け入れできない場合

利用保留通知(=待機)

受け入れが可能になりましたら
あらためてご連絡いたします。

利用の要件に
該当しない場合

利用不許可通知

申請書の提出期限を設けています。
よくご確認いただき、提出忘れの
無いよう、ご注意ください。